

磐 監 第 208 号
令和 5 年 3 月 23 日

磐田市議会議長 寺田 幹根 様

磐田市監査委員 中野 純
同 東 功一
同 鈴木 喜文

行政監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

令和4年度

磐田市行政監査結果報告書

(美術品類の管理及び活用状況について)

磐田市監査委員

目 次

第1	監査の種別	1
第2	監査のテーマ	1
第3	監査の目的	1
第4	監査の対象	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の方法	1
第7	監査の着眼点	2
第8	監査の結果及び意見	2
1	美術品類の保管及び管理について	2
2	美術品類の活用について	3
3	物品の寄附手続きについて	3
参考資料		
資料1	概要調査結果	4
資料2	実地調査対象	9
資料3	物品の寄附手続き調査対象	9

(注) 資料1の各表中構成比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとしたため、合計等が一致しない場合がある。

第1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

第2 監査のテーマ

「美術品類の管理及び活用状況について」

第3 監査の目的

物品は、地方自治法第237条第1項において、公有財産、債権及び基金とともに「財産」として位置づけられ、地方財政法第8条において「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

磐田市物品管理規則では、物品のうち「その性質形状を変えずに長期間継続して使用又は保存することができるもの」を備品として区分しており、定期監査において抽出によりその管理状況等を確認している。しかし、美術品類については、備品登録していないものが見受けられ、全体の管理及び活用状況を把握していない。このため、本市の所有する美術品類の実態を把握し検証することで、今後の適切な管理及び有効活用に資することを目的として実施する。

第4 監査の対象

令和4年9月末日現在において、本市の所有する美術品類を対象とする。

美術品類とは、磐田市物品管理規則第5条第2項に規定する備品の分類区分「美術品類」に該当する備品を基本とし、備品登録されていないがこれに類すると認められる物品を含むものとする。

また、学校備品の分類方法は異なるが、分類区分「美術品類」に類する物品を対象とする。

なお、公営企業会計は対象外とする。

第5 監査の期間

令和4年10月から令和5年3月まで

第6 監査の方法

磐田市監査基準に基づき実施した。監査の着眼点に基づく調査票の提出を各所属に求め、概要調査を行うとともに、抽出した事案について、現地調査及び関係職員からの説明聴取を行った。

第7 監査の着眼点

- (1) 美術品類の管理状況は適切か。
- (2) 備品登録の取扱いは適正か。
- (3) 美術品類の活用状況は適切か。
- (4) 寄附受納の手続きは適切か。

第8 監査の結果及び意見

本市が所有する美術品類については、庁内の定期的な調査により一定の状況把握はしているものの、その取扱いは各所属の判断に委ねられており、今回の行政監査を通して管理及び活用状況に課題や改善すべき内容が見受けられた。

今後は、以下の事項に留意し、適切な管理及び有効活用に取り組まれない。併せて、受入れ、管理及び活用といった一連の事務執行を標準化するため、庁内統一した取扱い指針の整備について検討されたい。

1 美術品類の保管及び管理について

(1) 固有の情報について適切に管理すること。

作品に関する情報管理が不十分であり、美術品として把握していないもの、作者・作品名・価値・取得経緯等の基本的な情報が不明となっているものが見受けられた。

所有する美術品類は、市の貴重な財産であると認識し、保管及び活用するにあたり必要な情報を正確に記録し、適切に管理すること。

(2) 美術品類の特性に応じた保管等に努めること。

美術品類の約41%について展示なしとの回答であり、その保管状況を確認したところ、保管場所や保管方法が適当でないもの、現物が汚損又は破損しているものが見受けられた。

美術品類の価値及び特性に応じた保管方法等を検討し、現物の劣化を防ぎ良好な状態を保持するよう努めること。

なお、評価額が高額であるにもかかわらず動産保険に未加入のものが見受けられたので、保険加入の考え方について検討すること。

(3) 備品登録を確実に行うこと。

長期に保管する3万円以上の物品は備品に区分し登録が必要となるが、価値あることが明らかであるにもかかわらず登録していないものがあるほか、分類区分を誤って登録しているものが見受けられた。

価値あることが明らかなものは速やかに登録するとともに、取得経緯不明などにより価値が明らかでないものについても、登録の必要性を判断のうえ必要なものは確実に登録し、定期的に台帳との照合や状態確認を実施すること。

2 美術品類の活用について

(1) 有効な活用方法を検討すること。

展示せず長期間保管しているもの、特定の場所に展示したままのもの、展示作品の解説がないものが多数見受けられた。展示スペースに限りがあるとはいえ、有効活用しているとは言い難い状況である。

本市にゆかりのある作品も多数所有していることから、多くの市民の目に触れる機会を提供できるよう、美術品類の情報を整理したうえで、展示入替、他部署・市民等への貸出、情報公開など多方面での活用を検討すること。

(2) 活用の見込みのない美術品類の処分を検討すること。

展示に堪えない程度の損傷があるもの、展示以外も含め活用する見込みのないものが見受けられ、各所属からは保管スペースの確保や処分の判断に苦慮していることが課題としてあげられている。

有効活用が望ましいものの、管理自体が大きな負担となっており、各所属での個別対応は難しいことから、所有の必要性及び今後の活用等について庁内で十分協議すること。なお、処分する場合は、売却等の有効な処分方法を検討すること。

3 物品の寄附手続きについて

(1) 寄附手続きの手順を明確にすること。

美術品類の寄附による取得割合は、備品登録しているものの約 21%、登録のないものの約 70%であり、全備品の約 4%に比べて高い。

しかし、美術品類を含めた物品の寄附手続きについては、庁内統一されておらず、価値が明らかでないまま受納しているものが見受けられた。また、各所属からは、受納の可否、条件への対応、取得経緯等の情報不足などが課題としてあげられている。

寄附受納に関する手続きについて、必要な書類の様式や決裁文書への記載事項を示すなどにより手順を明確にし、庁内統一した取扱いとすること。

資料1 概要調査結果

公営企業会計所管課を除く各所属を対象に調査票の提出を求め、全所属（49課 32校）から回答を得た。その主な内容は以下のとおりである。

なお、表中の単位について、件数は件、比率は％であり、個別の記述は省略した。

1 美術品類の所有状況について

(1) 部局別所有数

区分	件数	構成比率
総務部	28	3.4
企画部	15	1.8
自治市民部	376	45.4
健康福祉部	5	0.6
こども部	7	0.8
経済産業部	19	2.3
建設部	9	1.1
環境水道部	8	1.0
危機管理課・会計課 議会事務局・監査委員事務局	11	1.3
教育部	169	20.4
消防本部	11	1.3
小中学校	170	20.5
合計	828	100.0

全所属のうち、53所属（26課 27校）が所有し、28所属（23課 5校）は所有していない。

自治市民部 376件は、主に文化振興課の香りの博物館 197件である。

教育部 169件は、主に文化財課の旧見付学校 65件、埋蔵文化財センター45件である。

(2) 備品登録数

区分	件数	構成比率
備品登録あり	486	58.7
うち、庁内備品	(446)	-
うち、学校備品	(40)	-
備品登録なし	342	41.3
合計	828	100.0

備品登録ありは、分類区分「美術品類」に登録されたものであり、分類を誤って登録したものを含む。

(3) 分類別件数

区分	件数	構成比率
日本画	78	9.4
洋画	163	19.7
彫刻	7	0.8
レリーフ	5	0.6
陶磁器	22	2.7
掛軸（掛図）	26	3.1
書	92	11.1
古墳模型	4	0.5
モニュメント	32	3.9
人形	20	2.4
什器	46	5.6
その他美術品類	333	40.2
合計	828	100.0

その他美術品類 333 件は、香道具・香水瓶・オブジェ・花瓶・屏風等である。
 なお、備品登録のないものについても、各分類に対応した回答を得ている。

(4) 取得価格（評価額）

区分	件数	構成比率
1,000 万円以上	6	0.7
100 万円以上 1,000 万円未満	96	11.6
50 万円以上 100 万円未満	51	6.2
10 万円以上 50 万円未満	160	19.3
3 万円以上 10 万円未満	140	16.9
3 万円未満（0 円、1 円除く）	13	1.6
不明等（0 円、1 円含む）	362	43.7
合計	828	100.0

取得価格（評価額）の総額は、448,961,870 円である。（不明を除く）

1,000 万円以上 6 件の内訳は、モニュメント 3 件、古墳模型 1 件、洋画 1 件、その他美術品類（ブロンズ像）1 件である。

不明等 362 件の内訳は、1 円が 59 件（備品登録あり）、0 円又は不明が 303 件（備品登録なし）である。

(5) 原物又は複製品

区分	件数	構成比率
原物	598	72.2
複製品	25	3.0
不明	205	24.8
合計	828	100.0

複製品 25 件は、複製画・銅鐸レプリカ等である。

(6) 受入事由

区分	件数	構成比率
購入	405	48.9
寄附	347	41.9
不明	66	8.0
その他	10	1.2
合計	828	100.0

寄附 347 件の内訳は、備品登録あり 105 件、備品登録なし 242 件である。
不明は全て備品登録のないものである。

2 美術品類の管理、活用について

(1) 展示状況（令和4年9月30日時点）

区分	件数	構成比率
展示中	464	56.0
展示なし	341	41.2
その他	23	2.8
合計	828	100.0

展示なし 341 件は、53 所属中 21 所属が該当しており、展示スペースが不足していることが主な理由としてあげられている。

その他 23 件は、実用的に使用するもの等である。

(2) 保険加入状況（全国市有物件災害共済会）

区分	件数	構成比率
加入あり	267	32.2
加入なし	561	67.8
合計	828	100.0

加入あり 267 件は、主に文化振興課が 215 件、文化財課が 37 件である。

取得価格（評価額）100 万円以上（102 件）のうち、加入なしは 31 件である。

加入なし 561 件の取得価格（評価額）の総額は、201,531,718 円である。

(3) 損傷状況

区分	件数	構成比率
損傷あり	25	3.0
損傷なし	775	93.6
不明	28	3.4
合計	828	100.0

損傷あり 25 件のうち、保険に加入ありは 16 件である。

損傷なし 775 件のうち、展示なしは 312 件である。

※ (4) 及び (5) は、美術品類を所有する 53 所属が総数である。

(4) 美術品類の管理、活用等のための工夫の有無

区分	件数	構成比率
工夫あり	7	13.2
工夫なし	46	86.8
合計	53	100.0

工夫あり 7 件のうち、主な内容は以下のとおりである。

- ・ ホームページに美術品類を紹介
- ・ 3 か月ごとに常設展示品を入替え、企画展等を開催
- ・ 収蔵庫内に施錠保管し、防犯・防火設備、除湿器を設置

(5) 美術品類の管理、活用等についての課題の有無

区分	件数	構成比率
課題あり	13	24.5
課題なし	40	75.5
合計	53	100.0

課題あり 13 件のうち、主な内容は以下のとおりである。

- ・ 価値や由来が不明
- ・ 美術品類の定義、備品登録の要否が不明確
- ・ 取扱いマニュアル等が未整備
- ・ 展示スペース、活用機会の不足
- ・ デジタルアーカイブ化への対応
- ・ 適切な保管（気温、湿度、遮光等）の確保
- ・ 所有又は活用すべき期間が不明確
- ・ メンテナンス方法が不明
- ・ 修復方法及び費用
- ・ 処分方法、処分の可否の判断に苦慮

3 物品（美術品類を含む）の寄附手続きについて

(1) 物品の寄附受納の有無（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで）

区分	件数	構成比率
受納あり	28	34.6
うち、美術品類含む	(2)	-
うち、美術品類以外	(26)	-
受納なし	53	65.4
合計	81	100.0

件数は、手続き件数であり、受納した物品の数ではない。

受納ありのうち、美術品類含む 2 件の内容は、書及び掛軸等である。

(2) 寄附受納の取扱いに係る内規の有無

区分	件数	構成比率
内規あり	5	6.2
内規なし	76	93.8
合計	81	100.0

物品の寄附手続きについて庁内統一の規定はない。

内規あり5件のうち、主な内容は以下のとおりである。

- ・ 図書館への寄贈図書受入れに関する内規
- ・ 幼稚園等の事務マニュアルにおける規定

(3) 寄附受納時の条件又は要望の有無（過去含む）

区分	件数	構成比率
条件又は要望あり	8	9.9
条件又は要望なし	73	90.1
合計	81	100.0

条件又は要望あり8件のうち、主な内容は以下のとおりである。

- ・ 使用する団体を限定し、寄附者の希望した場所に設置すること
- ・ 設置後、最低5年間は市の責任で維持管理すること
- ・ 場所や方法を指定し、常時展示すること

(4) 寄附を断った事例の有無（過去・口頭含む）

区分	件数	構成比率
事例あり	10	12.3
事例なし	71	87.7
合計	81	100.0

事例あり10件のうち、主な内容は以下のとおりである。

- ・ 中古ピアノ
- ・ 中古の教育用品
- ・ 自作の絵

(5) 寄附物品の取扱い（手続き・管理など）における課題の有無

区分	件数	構成比率
課題あり	14	17.3
課題なし	67	82.7
合計	81	100.0

課題あり14件のうち、主な内容は以下のとおりである。

- ・ 全庁的な取扱いの規定が未整備
- ・ 中古品や詳細不明の美術品類の受納可否の判断
- ・ 価値が不明な場合の評価額の取扱い
- ・ 条件や要望がある場合の取扱い
- ・ 活用すべき期間及び処分可否の判断

資料2 実地調査対象

No.	所属	所在場所	品名	規格等	備品登録	取得価格(円)	受入事由	
1	危機管理課	防災備蓄ステーション	書	不明		不明	不明	
2			日本画	不明		不明	不明	
3			日本画	不明		不明	不明	
4			日本画	不明		不明	不明	
5	福田支所市民生活課	福田支所	書	不明		不明	不明	
6			書	不明		不明	不明	
7	秘書課	本庁舎	日本画	水墨画 60号「厳冬の中央アルプス」	あり	1	寄附	
8			洋画	P10号「木洩れ日」塩田満男	あり	460,000	寄附	
9			副市長室	洋画	「裸祭」宮永岳彦	あり	1	その他
10			公室	陶磁器	「白磁壺」鈴木繁男	あり	1	寄附
11	地域づくり応援課	天平のまち(学習交流センター)	洋画	油絵「天竜川 かささぎ大橋」 97cm×261cm	あり	2,400,000	寄附	
12		見付交流センター	その他美術品類	油彩画P80号「見付の蔵」		不明	不明	
13		竜洋交流センター	その他美術品類	絵画「競馬(きょうまん)」		不明	寄附	
14	スポーツ振興課	アミューズ豊田	洋画	幅980mm×高860mm	あり	1	寄附	
15			洋画	「花を持つ女」 幅660mm×高740mm	あり	1	寄附	
16		豊岡支所	その他美術品類	染色「夜空の華」		不明	寄附	
17			洋画	「回想パリンの女達」		不明	寄附	
18	文化振興課	本庁舎	洋画	油彩100号が「つ」付「翔」宮永岳彦	あり	10,000,000	購入	
19			書	扁額「微妙」 縦70cm×横157.5cm	あり	3,000,000	購入	
20		竜洋なぎの木会館	日本画	「花祭りの鬼」		不明	寄附	
21			その他美術品類	エナメル金彩ブロケード文ガラス香水瓶	あり	1,133,000	購入	
22			その他美術品類	エナメル金彩シノワズリ文ガラス香水瓶	あり	1,236,000	購入	
23			その他美術品類	梨地つわ山吹十種香箱 江戸時代(中期)	あり	7,500,000	購入	
24	幼稚園保育園課	豊岡南幼稚園	洋画	100号「MY LIFE」 作成者: 柏木賢蔵		不明	寄附	
25	都市整備課	竜洋海洋公園	モニュメント	中央広場 ステンレス 高15000mm		41,700,000	購入	
26			モニュメント	親水カスケード石組み門 幅3000×奥800×高2000mm		37,000,000	購入	
27	文化財課	埋蔵文化財センター	日本画	絵巻物0.3m×29m	あり	4,000,000	購入	
28			掛軸(掛図)	松 福田半香		不明	寄附	
29			日本画	屏風六曲一隻 福田半香		不明	寄附	
30	長野小学校	事務室前	洋画	「人と人と」		0	不明	
31	竜洋中学校	美術室	洋画	「時の流れ」 13 135cm×165cm		不明	寄附	

資料3 物品の寄附手続き調査対象

No.	所属	受納物品	受納時期
1	危機管理課	マスク、手袋	令和4年9月
2	資産経営課	空気清浄機外16品目	令和4年11月
3	教育総務課	書	令和4年11月
4	中央図書館	書籍、小冊子	令和3年12月
5	文化財課	掛軸外	令和4年3月